

条例・規則・組織図

福祉交流施設条例

平成6年10月14日岩手県条例第50号
改正 平成9年3月27日岩手県条例第27号
平成12年3月28日岩手県条例第27号
平成17年12月15日岩手県条例第84号
平成23年3月16日岩手県条例第16号
平成24年3月27日岩手県条例第37号

(設置)

第1条 スポーツ及び文化活動を通じて、障害者、高齢者等すべての県民の相互理解と交流の活性化を図り、もってノーマライゼーションの理念の普及高揚に資するため、福祉交流施設（以下「交流施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
ふれあいランド岩手	盛岡市

(指定管理者による管理)

第1条の2 交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他交流施設の利用の促進に関する業務

(使用等の許可)

第2条 交流施設の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（知事が交流施設の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他交流施設の管理上適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、交流施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

第3条 交流施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真を撮影すること。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第4条 交流施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所に張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車等を持ち入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第

2条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取消し、その効力を停止し、第2条第3項（第3条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは交流施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第2条第3項に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により、第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 交流施設の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（知事が交流施設の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）、高齢者（65歳以上の者をいう。）その他規則で定める者は、無料とする。

2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 知事が交流施設の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき、指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかったとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成6年12月9日から施行する。

[中略]

附則（平成17年12月15日岩手県条例第84号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福祉交流施設条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第2に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第6条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）

を定めることができる。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

附 則（平成23年3月16日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第37号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

■別表第1（第2条、第6条関係）

施設名	プール	体育館	第1卓球室	第2卓球室	トレーニングルーム	陸上競技場	テニスコート	ゲートボール場	アーチェリー場	
	第1会議室	第2会議室	第1教養室	第2教養室	第1研修室	第2研修室	創作室	陶芸室	音楽室	調理実習室
	こども広場	ふれあいホール								

■別表第2（第6条関係）

1 体育施設の個人利用料金設定額

区分	単位	児童、生徒及び学生	一 般
プール	1回につき	260円	500円
体育館	1回につき	60円	120円
トレーニングルーム	1時間までごとに	180円	380円
陸上競技場	1回につき	60円	120円
アーチェリー場	1時間までごとに	60円	120円

2 体育施設の貸切利用料金設定額

(1) プール

区分		10時から	13時から	17時から	10時から	13時から	10時から
		12時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで
全面使用	児童、生徒及び学生	10,120円	20,220円	25,280円	30,350円	45,530円	55,640円
	一 般	20,220円	40,460円	50,580円	60,700円	91,040円	111,280円
区分使用 (1コース)	児童、生徒及び学生	1,700円	3,420円	4,240円	5,120円	7,660円	9,350円
	一 般	3,420円	6,830円	8,460円	10,250円	15,300円	18,710円

備考 10時前に使用する場合は又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、10時前のときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの使用料の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(2) プール以外の施設

区分		施設の 使用料						付属設備の 使用料	
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	1,840円	2,400円	3,040円	4,240円	5,440円	7,270円	屋外照明設備を 使用する場合には、実費 を基準として知 事が定める額
		一 般	3,660円	4,800円	6,070円	8,460円	10,870円	14,530円	
	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	950円	1,200円	1,510円	2,150円	2,710円	3,660円	
		一 般	1,900円	2,400円	3,040円	4,300円	5,440円	7,330円	
第1卓球室	区分使用 (4分の1面)	児童、生徒及び学生	500円	620円	760円	1,140円	1,390円	1,900円	
		一 般	1,010円	1,260円	1,510円	2,270円	2,770円	3,790円	
第2卓球室	全面使用	児童、生徒及び学生	1,700円	2,270円	2,840円	3,980円	5,120円	6,830円	
		一 般	3,420円	4,550円	5,690円	7,970円	10,250円	13,660円	
陸上競技場	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1台ごとに150円						
		一 般	1時間までごとに1台ごとに320円						
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに270円						
		一 般	1時間までごとに520円						
ゲートボール場	区分使用	児童、生徒及び学生	1,390円	1,840円	1,840円	3,220円	3,660円	5,060円	
		一 般	2,770円	3,660円	3,660円	6,460円	7,330円	10,120円	
アーチェリー場	全面使用	児童、生徒及び学生	6,830円	9,110円	9,110円	15,940円	18,220円	25,040円	
		一 般	13,660円	18,220円	18,220円	31,860円	36,420円	50,080円	
ゲートボール場	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに470円						
		一 般	1時間までごとに1面ごとに950円						
アーチェリー場	全面使用	児童、生徒及び学生	1,510円	2,030円	2,030円	3,540円	4,040円	5,570円	
		一 般	3,040円	4,040円	4,040円	7,080円	8,100円	11,140円	
アーチェリー場	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに220円						
		一 般	1時間までごとに1面ごとに420円						
アーチェリー場	全面使用	児童、生徒及び学生	760円	1,010円	1,010円	1,760円	2,030円	2,770円	
		一 般	1,510円	2,030円	2,030円	3,540円	4,040円	5,570円	

備考 9時前に使用する場合は又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの使用料の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上1時間とし、30分未満は切り捨てる。

3 会議室等の貸切利用料金の上限

区 分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
第1会議室	1,640円	2,150円	2,770円	3,790円	4,930円	6,580円
第2会議室	1,640円	2,150円	2,770円	3,790円	4,930円	6,580円
第1教養室	1,390円	1,900円	2,400円	3,290円	4,300円	5,690円
第2教養室	1,010円	1,260円	1,640円	2,270円	2,920円	3,920円
第1研修室	1,510円	2,030円	2,530円	3,540円	4,550円	6,070円
第2研修室	1,900円	2,400円	3,040円	4,300円	5,440円	7,330円
創作室	1,510円	1,900円	2,400円	3,420円	4,300円	5,810円
陶芸室	1,760円	2,400円	3,040円	4,180円	5,400円	7,200円
音楽室	1,900円	2,530円	3,160円	4,430円	5,690円	7,580円
調理実習室	2,270円	2,920円	3,660円	5,180円	6,580円	8,840円
こども広場	1,640円	2,150円	2,770円	3,790円	4,930円	6,580円

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの使用料の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金の上限

区 分	施 設 の 使 用 料							
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
入場料等を徴収しない場合	3,790円	5,060円	6,320円	8,840円	11,380円	15,180円	附属の設備を使用する場合には、1件または1式1時間までごとに1,260円の範囲内で知事が定める額	
入場料を徴収する場合	興行として行うものでない場合	5,690円	7,580円	9,480円	13,280円	17,060円		22,750円
	興行として行うものである場合	11,380円	15,180円	18,970円	26,560円	34,150円		45,530円

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの使用料の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上1時間とし、30分未満は切り捨てる。

<参考> 平成26年度における利用料金設定額

■別表第2（第6条関係）

1 体育施設の個人利用料金設定額

区 分	単 位	児童、生徒及び学生	一 般
プール	1回につき	220円	420円
体育館	1回につき	50円	100円
トレーニングルーム	1時間までごとに	150円	320円
陸上競技場	1回につき	50円	100円
アーチェリー場	1時間までごとに	50円	100円

2 体育施設の貸切利用料金設定額

(1) プール：時間区分単位での貸切利用の場合

区 分		10時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	10時から 17時まで	13時から 21時まで	10時から 21時まで
全面使用	児童、生徒及び学生	8,430円	16,850円	21,070円	25,290円	37,940円	46,370円
	一 般	16,850円	33,720円	42,150円	50,580円	75,870円	92,730円
区分使用 (1コース)	児童、生徒及び学生	1,420円	2,850円	3,530円	4,270円	6,380円	7,790円
	一 般	2,850円	5,690円	7,050円	8,540円	12,750円	15,590円

プール：1時間単位での貸切利用の場合（1時間あたりの料金）

区 分		10時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで
全面使用	児童、生徒及び学生	5,050円	5,050円	6,320円
	一 般	10,100円	10,100円	12,640円
区分使用 (1コース)	児童、生徒及び学生	850円	850円	1,060円
	一 般	1,700円	1,700円	2,110円

備考 10時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、10時前のときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの使用料の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(2) プール以外の施設：時間区分単位での貸切利用の場合

区 分			施 設 の 使 用 料						付 属 設 備 の 使 用 料
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	1,530円	2,000円	2,530円	3,530円	4,530円	6,060円	屋外照明設備を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額を別に徴収する。
		一 般	3,050円	4,000円	5,060円	7,050円	9,060円	12,110円	
	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	790円	1,000円	1,260円	1,790円	2,260円	3,050円	
		一 般	1,580円	2,000円	2,530円	3,580円	4,530円	6,110円	
区分使用 (4分の1面)	児童、生徒及び学生	420円	520円	630円	950円	1,160円	1,580円		
	一 般	840円	1,050円	1,260円	1,890円	2,310円	3,160円		
第1卓球室	全面使用	児童、生徒及び学生	1,420円	1,890円	2,370円	3,320円	4,270円	5,690円	
	一 般	2,850円	3,790円	4,740円	6,640円	8,540円	11,380円		
第2卓球室	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1台ごとに150円						
	一 般	1時間までごとに1台ごとに320円							
陸上競技場	児童、生徒及び学生	1時間までごとに270円							
	一 般	1時間までごとに520円							
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び学生	1,390円	1,160円	1,530円	1,530円	2,680円	3,050円	
	一 般	2,770円	2,310円	3,050円	3,050円	5,380円	6,110円		
ゲートボール場	全面使用	児童、生徒及び学生	5,690円	7,590円	7,590円	13,280円	15,180円	20,870円	
	一 般	11,380円	15,180円	15,180円	26,550円	30,350円	41,730円		
区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに470円							
	一 般	1時間までごとに1面ごとに950円							
アーチェリー場	全面使用	児童、生徒及び学生	1,260円	1,690円	1,690円	2,950円	3,370円	4,640円	
	一 般	2,530円	3,370円	3,370円	5,900円	6,750円	9,280円		
区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに220円							
	一 般	1時間までごとに1面ごとに420円							
アーチェリー場	児童、生徒及び学生	760円	630円	840円	840円	1,470円	1,690円		
	一 般	1,510円	1,260円	1,690円	1,690円	2,950円	3,370円		

プール以外の施設：1時間単位での貸切利用の場合（1時間あたりの料金）

区 分			施 設 の 使 用 料			付 属 設 備 の 使 用 料
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	
体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	600円	600円	760円	屋外照明設備を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額を別に徴収する。
		一般	1,200円	1,200円	1,510円	
	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	300円	300円	370円	
		一般	600円	600円	760円	
	区分使用 (4分の1面)	児童、生徒及び学生	150円	150円	190円	
		一般	310円	310円	370円	
陸上競技場	児童、生徒及び学生	460円	460円	460円		
	一般	910円	910円	910円		
アーチェリー場	児童、生徒及び学生	250円	250円	250円		
	一般	500円	500円	500円		

備考 9時前に使用する場合は又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの使用料の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上1時間とし、30分未満は切り捨てる。

3 会議室等の貸切利用料金設定額

区 分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
第1会議室	1,370円	1,790円	2,310円	3,160円	4,110円	5,480円
第2会議室	1,370円	1,790円	2,310円	3,160円	4,110円	5,480円
第1教養室	1,160円	1,580円	2,000円	2,740円	3,580円	4,740円
第2教養室	840円	1,050円	1,370円	1,890円	2,430円	3,270円
第1研修室	1,260円	1,690円	2,110円	2,950円	3,790円	5,060円
第2研修室	1,580円	2,000円	2,530円	3,580円	4,530円	6,110円
第3研修室	1,580円	2,000円	2,530円	3,580円	4,530円	6,110円
創作室	1,260円	1,580円	2,000円	2,850円	3,580円	4,840円
陶芸室	1,470円	2,000円	2,530円	3,480円	4,530円	6,000円
音楽室	1,580円	2,110円	2,630円	3,690円	4,740円	6,320円
調理実習室	1,890円	2,430円	3,050円	4,320円	5,480円	7,370円
こども広場	1,370円	1,790円	2,310円	3,160円	4,110円	5,480円

備考 9時前に使用する場合は又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの使用料の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金設定額

区 分		施 設 の 使 用 料						付 属 の 設 備 を 使 用 す る 場 合 に お い て は 、 1 件 ま た は 1 式 1 時 間 ま で ご と に 1,030 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額 を 別 に 徴 収 す る
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
入場料等を徴収しない場合		3,160円	4,220円	5,270円	7,370円	9,480円	12,650円	
入場料を 徴収する場合	非興行	4,740円	6,320円	7,900円	11,070円	14,220円	18,960円	
	興行	9,480円	12,650円	15,810円	22,130円	28,460円	37,940円	

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合は又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの使用料の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上1時間とし、30分未満は切り捨てる。

福祉交流施設条例施行規則

平成6年12月7日
岩手県規則第227号

改正 平成7年3月31日規則第33号
平成9年3月31日規則第33号
平成11年3月31日規則第102号
平成11年3月31日規則第103号
平成12年3月28日規則第87号
平成18年3月7日規則第22号

(趣 旨)

第1条 この規則は、福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 福祉交流施設（以下「交流施設」という。）の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日）
- (2) 休日の翌日（当該翌日が日曜日、土曜日及び休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認められるときは、知事の承認を得て、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。

(使用時間)

第3条 条例別表第1に掲げる施設（以下「交流施設の施設」という。）の使用時間は、9時から21時までとする。ただし、プールの使用時間は、10時から21時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項及び第3条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用若しくは条例第3条第1項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って速やかに跡片付けその他の整理整頓をすること。
- (2) 感染症の患者、めいいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で交流施設内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入所させないこと。
- (3) その他交流施設の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(条例第6条の規則で定める者)

第6条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(2) 条例第6条第1項ただし書の身体障害者手帳の交付を受けている者又は前号に掲げる者の介護を行う者（1名に限る。）

(3) 幼児

(4) 交流施設の目的を達成するため指定管理者が必要と認める者（指定管理者の立入り）

第7条 指定管理者は、交流施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の交流施設の施設内に交流施設の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

(附属の設備の利用料金の上限額)

第8条 条例別表第2に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の免除及び還付)

第9条 条例第7条又は第8条の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(損傷等の届出)

第10条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

1 この規則は、平成6年12月9日から施行する。
[中略]

附 則（平成18年3月7日岩手県規則第22号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

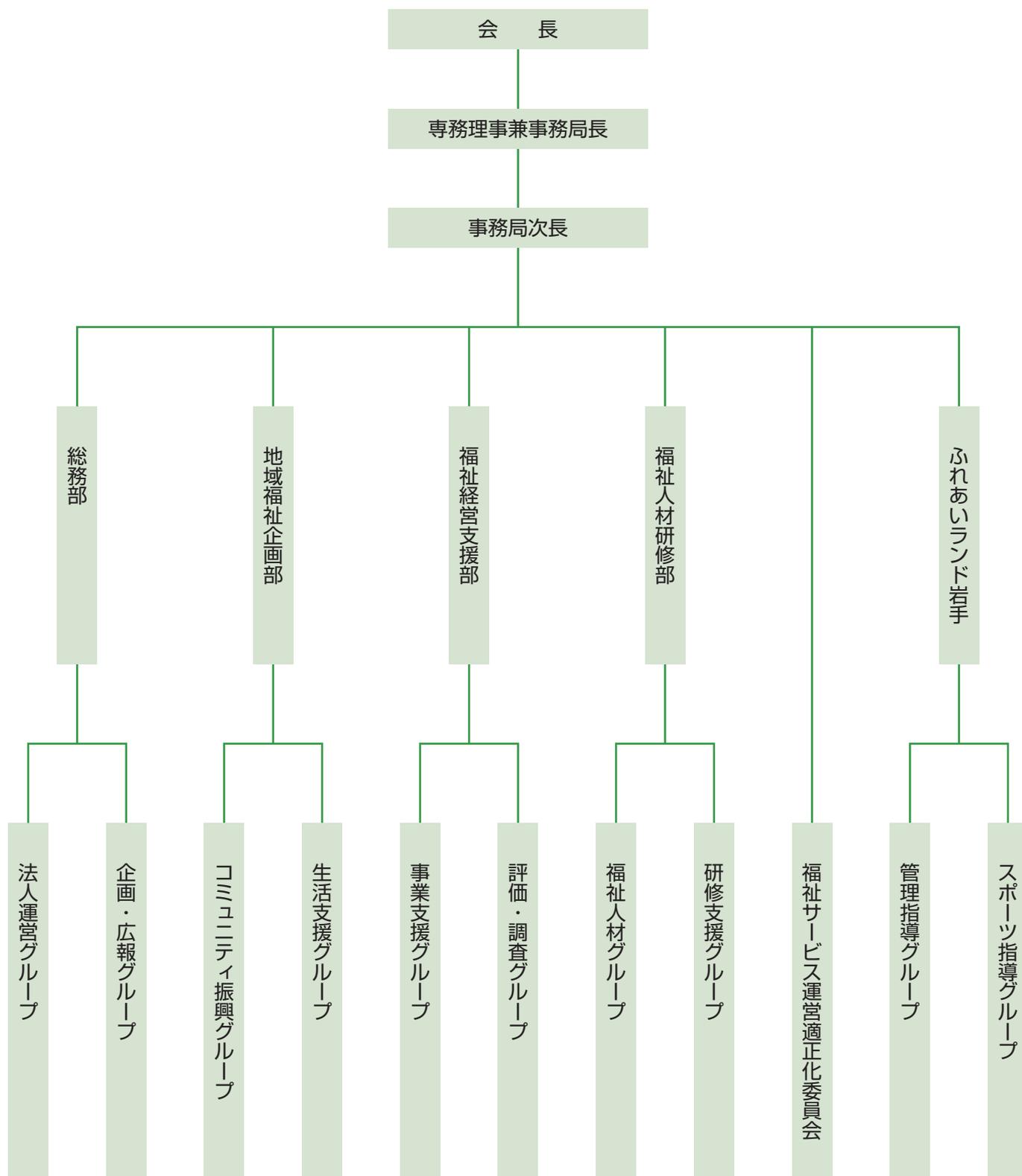
別表（第8条関係）

区 分		単 位	利用料金の上限額
ふれあい ホール	照 明 設 備	1式1時間まで ごとに	890円
	音 響 設 備	1式1時間まで ごとに	620円
	グランドピアノ	1式1時間まで ごとに	1,010円

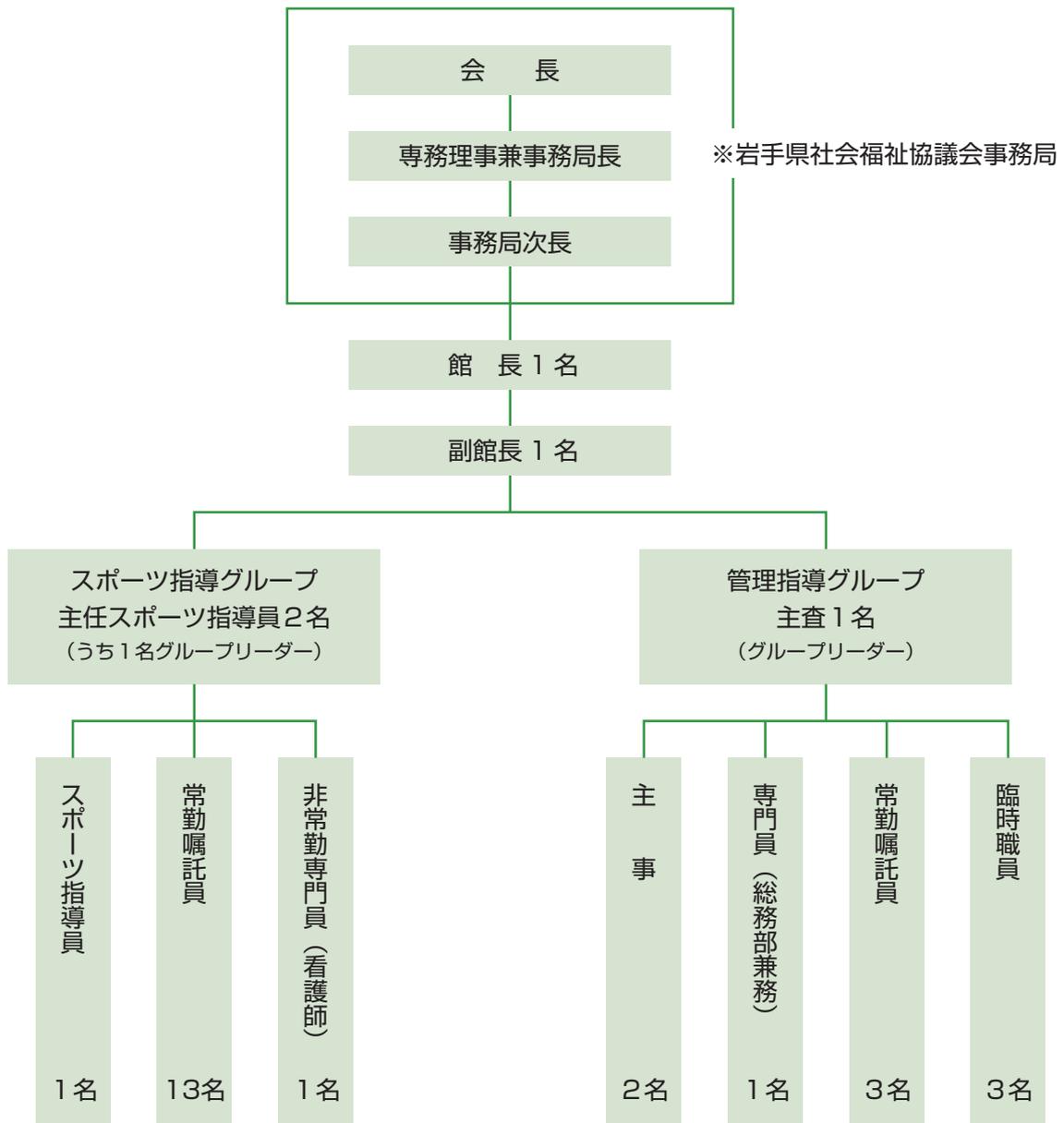
<参考>平成25年度における附属設備利用料金設定額

区 分		単 位	利用料金の上限額
ふれあい ホール	照 明 設 備	1式1時間まで ごとに	740円
	音 響 設 備	1式1時間まで ごとに	520円
	グランドピアノ	1式1時間まで ごとに	840円

1 指定管理者（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）組織図（平成26年度）



2 ふれあいランド岩手組織図（平成26年度）



<スポーツ指導グループの業務内容>

- スポーツ受付
- スポーツ教室の企画運営
- 地域交流事業スポーツイベントの企画運営
- スポーツ施設の管理・運営
- 健康相談の実施
- 職員派遣計画の作成

<管理指導グループの業務内容>

- 財産の管理保全
 - 利用登録・総合受付
 - 見学者の受付・対応
 - 施設の利用料の集計・管理
 - 統計資料の作成
 - 防災計画の策定
 - 文化教室の企画運営
 - 地域交流事業文化イベントの企画運営
 - 作品展示コーナーの運営
 - 福祉機器展示コーナーの運営
 - ボランティア養成・受入
 - 団体交流室との連絡調整
- <総務部の業務内容 ※兼務業務>
- 経理業務